

債権差押命令

当事者 別紙当事者目録記載のとおり
請求債権 別紙請求債権目録記載のとおり

- 1 債権者の申立てにより、上記請求債権の弁済に充てるため、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に基づき、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権を差し押さえる。
- 2 債務者は、前項により差し押さえられた債権について、取立てその他の処分をしてはならない。
- 3 第三債務者は、第1項により差し押さえられた債権について、債務者に対し、弁済をしてはならない。

平成22年2月19日

長崎地方裁判所佐世保支部

裁判官 重高 啓

これは正本である。

平成22年2月19日

長崎地方裁判所佐世保支部

裁判所書記官



(民事執行法155条1項)

金銭債権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることができない。

当事者目録

〒 [redacted] 長崎市 [redacted]
債権者 久木野 憲 司

(送達場所) 〒 [redacted] 長崎市 [redacted]
[redacted] 法律事務所
TEL [redacted]
FAX [redacted]
債権者代理人弁護士 [redacted]

〒 858-0914 長崎県佐世保市川下町 1 2 3 番地 1
債務者 長崎県公立大学法人
上記代表者理事長 太 田 博 道

〒 [redacted] [redacted]
第三債務者 [redacted] 銀行
上記代表者 [redacted]

〒 [redacted] 送達場所 長崎県 [redacted]
[redacted] 銀行 [redacted] 支店

請求債権目録

長崎地方裁判所平成21年(ヨ)第49号賃金仮払仮処分申立事件の仮処分決定正本に表示された下記金員及び執行費用

確定期限が到来している債権及び執行費用 金1,008,820円。

(1) 金1,000,000円

上記仮処分決定の主文第1項記載の賃金のうち、平成21年9月15日から平成22年1月31日まで、毎月21日限り支払うべき1か月あたり200,000円の賃金の合計。

(2) 執行費用 金8,820円

(内 訳)

| | |
|----------------|---------|
| ①申立手数料 | 金4,000円 |
| ②本申立書作成および提出費用 | 金1,000円 |
| ③差押命令正本送達費用等 | 金2,820円 |
| ④資格証明交付手数料 | 金1,000円 |

差押債権目録

金 1, 008, 820 円

債務者が第三債務者（ 支店扱い）に対して有する下記預金債権にして、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときには、次の順序による。

- (1) 先行の差押え・仮差押えのないもの
- (2) 先行の差押え・仮差押えのあるもの

2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。

- (1) 円貨建預金
- (2) 外貨建預金

差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約があるときは、原則として予約された相場により換算する。

3 数種の預金があるときは次の順序による。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 定期預金 | (5) 納税準備預金 |
| (2) 定期積金 | (6) 普通預金 |
| (3) 通知預金 | (7) 別段預金 |
| (4) 貯蓄預金 | (8) 当座預金 |

4 同種の預金が数口あるときは口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金があるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。